

第13号議案

ふじみ野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する
条例

ふじみ野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年ふじみ野市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第19条」を「第18条」に改め、同条第3項中「夜間勤務手当、日直手当」を「夜勤手当」に改める。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条の3を次のように改める。

（住居手当）

第6条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、管理者の定める額を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（管理者の定める職員を除く。）に支給する。

第11条の見出しを「（夜勤手当）」に改め、同条中「夜間勤務手当」を「夜勤手当」に改める。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

第19条第1項中「、第11条及び第12条」を「及び第11条」に改め、同条第2項中「第13条」を「第12条」に改め、同条を第18条とする。

第20条中「及び第6条の3」を削り、同条を第19条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の第6条の規定の適用については、同条第2項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは

「(4) 重度心身障害者

」とあるのは (5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ

る者を含む。）とする。

令和7年2月21日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

人事院の給与改定に関する勧告に鑑み、手当の改定等を行うため、ふじみ野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正したいので、地方

自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。